

周南市小中学校特別教室空調設備等整備手法検討業務について、公募型プロポーザルを実施するので、本業務の実施要領に基づいて、次のとおり公告する。

周南市長 藤井 律子

1 業務の概要

(1) 業務名称

周南市小中学校特別教室空調設備等整備手法検討業務

(2) 業務の目的

周南市の小中学校特別教室及び管理教室を対象とする空調設備の整備と、並行して実施を検討している小中学校施設の照明のLED化について「民間資金との活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号）に基づく事業手法(以下「PFI事業」という。)の導入可能性調査（PFI事業等の導入可能性を検討するためのVFM算定や民間事業者の意向調査）を行い、併せて必要となる調査・検討及び資料作成等を行うことで円滑な事業実施を推進することを目的とする。

(3) 業務内容

「周南市小中学校特別教室空調設備等整備手法検討業務 仕様書」のとおり

(4) 業務期間

契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで

(5) 履行場所

周南市内

2 参加資格

本プロポーザルに参加をしようとする者は、次に掲げる参加資格要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しない者であること。
- (2) 参加表明書の提出時点において、令和6・7年度「周南市競争入札参加資格者名簿（業務委託）」の（大分類）「調査・研究（設計関係を除く）」に登録されていること。
- (3) 参加表明書の提出の日から契約締結までの間において、指名停止の措置を周南市から受けていない者かつ受けることが明らかでない者。
- (4) 周南市入札契約からの暴力団等排除要綱（平成24年周南市要綱第37号）別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。

3 参加手続

- (1) 担当部局（書類の提出先及び問い合わせ先）
〒745-8655 山口県周南市岐山通1丁目1番地
周南市教育委員会 教育政策課（担当 野村・重岡）
電話 （0834）22-8533
FAX （0834）22-8534
E-mail ed-seisaku@city.shunan.lg.jp
- (2) 実施要領・仕様書、参加表明書等の入手方法
周南市ホームページからダウンロードするか担当部局で交付する。
URL <http://www.city.shunan.lg.jp/>
- (3) 参加表明書等の提出
 - ① 提出書類
本プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領、仕様書及び周南市契約に関する規則等の各規定を理解した上で、次のとおり必要書類を提出。
ア 参加表明書（様式1）
イ 会社概要（任意様式。パンフレット等でも可。）
 - ② 提出期限
令和6年5月8日（水）17時必着
 - ③ 提出場所
周南市教育委員会 教育政策課
〒745-8655 山口県周南市岐山通1丁目1番地
 - ④ 提出方法
郵送又は持参（いずれも提出期限内必着）
※ 郵送による場合は、書留郵便とすること。
 - ⑤ 提出部数
提出書類各1部
 - ⑥ プレゼンテーション及びヒアリング実施対象者の選定
応募者が5者未満の場合は、全ての応募者をプレゼンテーション及びヒアリング実施対象者とする。また、応募者が5者以上の場合は、同種業務実績件数（PFI導入可能性調査又はPFIアドバイザー業務）の多い方から4者程度をプレゼンテーション及びヒアリング実施対象者とする。応募者に同種業務実績件数を同じくする者がある場合は、空調設備整備に関する同種業務実績件数の多い方から順にプレゼンテーション及びヒアリング実施対象者を選定する。空調設備整備に関する同種業務実績件数を同じくする者がある場合は、業務実施体制において業務に従事する者の数の多い方から順にプレゼンテーション及びヒアリング実施対象者を選定する。
 - ⑦ 参加資格確認及びヒアリング実施対象者選定結果
参加表明書提出者に対し、参加資格審査結果通知書兼プレゼンテーション等実施対象者選定結果通知書を令和6年5月10日（金）に郵送で通知する。

4 質問の受付及び回答

(1) 質問方法

質問は、質問票（様式3）によるものとし、電子メールにより提出。
市からメール受信の返信を行う。1日たっても返信がない場合、要連絡。

(2) 受付期間

① 参加表明及び実施要領に関すること

令和6年4月17日（水）9時から令和6年4月23日（火）17時までとする。（受信確認は、土日祝日を除く9時から17時までとする。）

② 企画提案書の作成、提出に必要な事項及び仕様書に関すること

令和6年4月17日（水）9時から令和6年5月8日（水）17時までとする。（受信確認は、土日祝日を除く9時から17時までとする。）

(3) 提出先メールアドレス及び受信確認先電話番号

教育政策課 E-mail : ed-seisaku@city.shunan.lg.jp

教育政策課 電話番号：0834-22-8533（ダイヤルイン）

(4) 回答方法

① 参加表明及び実施要領に関すること

令和6年4月25日（木）17時以降に周南市公式ホームページに掲載する。

② 企画提案書の作成、提出に必要な事項及び仕様書に関すること

令和6年5月10日（金）に、プレゼンテーション及びヒアリングを実施するすべての参加資格適合者に対して、電子メールにより行う。なお、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する参加資格適合者（参加資格審査結果通知書において参加資格を有すると認められた者）以外からの質問には回答しない。

(5) 質問内容

本プロポーザルに関する質問は、参加表明書及び実施要領並びに企画提案書の作成、提出に必要な事項及び仕様書に関する事項に限るものとする。評価に係る質問は一切受け付けできない。

5 企画提案書等の作成及び提出

(1) 提出書類

本プロポーザルの参加者は、次のとおり企画提案書等を提出すること。
なお、作成に当たっては、「企画提案書等作成要領」を参照すること。

① 企画提案書表紙（様式4）

② 企画提案書（任意様式）

③ 参考見積書及び内訳書（任意様式）

業務内容及び人件費等の積算内容が分かるように記載すること。

④ 会社概要（任意様式。パンフレット等でも可。）

⑤ 業務実施体制（様式5）

⑥ 管理技術者の経歴（様式6）

⑦ 担当技術者の経歴（様式7）

⑧ 履行実績調書（様式8）

- (2) 提出期間
令和6年5月13日（月）から令和6年5月24日（金）まで
（受付時間帯は、土日祝日を除く9時から17時までとする。）
- (3) 提出場所
周南市教育委員会 教育政策課
〒745-8655 山口県周南市岐山通1丁目1番地
- (4) 提出方法
郵送または持参（郵送による場合は、書留郵便とすること。）
- (5) 提出部数
提出部数は、正本1部、副本6部とする。

6 評価の手続き及び受託候補者の決定

提出された企画提案書等の評価は、周南市が設置する「周南市小中学校特別教室空調設備等整備手法検討業務プロポーザル評価会」が行い、各評価者の評価点の合計点が最も高い提案を行った事業者を、周南市は受託候補者として決定する。
なお、企画提案書の提出者が1者の場合でも、当該企画競争は成立する。

- (1) プレゼンテーション・ヒアリング評価
日程 令和6年5月30日（木）（予定）

7 契約方法

受託候補者と周南市との協議が整い次第、契約を締結するものとする。ただし、受託候補者が参加資格要件を満たさないこととなった場合及び失格事項に該当した場合は、契約を締結しない。また、受託候補者と契約締結に至らなかった場合には、次点者と協議を行うものとする。

契約手続き及び契約書は周南市契約事務規則（平成15年周南市規則第51号）の定めるところによるものとする。

8 その他

- (1) 企画提案書の作成、提出及びその他プロポーザルに要する経費は、原則として参加者の負担とする。
- (2) 次に該当する提案は無効とする。
 - ① 提案を行った事業者が、参加資格要件を満たさなくなった場合
 - ② 提出書類に不備又は虚偽の記載等があった場合
 - ③ 実施要領等で示された提出書類について、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
 - ④ 評価の公平性に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
 - ⑤ プレゼンテーション及びヒアリングを開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合
 - ⑥ 見積金額が実施要領に示している事業規模（提案上限額）を超える場合
 - ⑦ 公告及び実施要領等に違反すると認められた場合

- ⑧ 著しく信義に反する行為があった場合
- (3) 提出期限後における参加表明書、企画提案書等の差し替え又は再提出は認めない。(市からの指示があった場合を除く。)
- (4) その他詳細は、実施要領による。